

①申請前

No.	質問	回答
Q1	申請の手引きや申請に必要な書類はどこにありますか。	紙媒体は、本庁5階 農業振興課、斐川農業事務所、及びJA営農センターに設置しています。また、市ウェブサイトにも掲載しています。 市ウェブサイト URL https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1773108781198/index.html
Q2	令和6年度に出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化・省力化促進支援事業補助金を受けましたが、申請できますか。	出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化・省力化促進支援事業補助金(令和6年出雲市告示第54号)を活用し、除草機械を導入した場合は申請できません。除草機械以外を導入していた場合は申請可能です。
Q3	令和7年度に農業用除草機械導入支援事業費補助金を活用し除草機械を導入しましたが、申請できますか。	対象外です。
Q4	抑草機械(アイガモロボ等)、除草剤散布機(ドローン等)は補助対象ですか。	対象外です。対象となるのは除草機械(自走式、無線式及びトラクター取付用アタッチメント)に限ります。
Q5	交付決定の前に注文したものは対象になりますか。	交付決定前に注文されたものは対象にはなりません。 注文や契約の締結などは交付決定日以降に行ってください。
Q6	補助金は、前払いしてもらえますか。	補助金の前払いはできません。 補助金の交付は、実績報告を提出していただき、適正に補助事業が行われていたことを確認できた場合に、補助金を確定してから交付します。

No.	質問	回答
Q7	中古の除草機械は対象になりますか。	<p>対象となります。</p> <p>ただし、残存の耐用年数があり(購入から7年以上経過した機械は不可)、その旨が証明できる書類(残存年数等を製造メーカー等が証明したものなど。書式は任意)を提出することが条件となります。</p> <p>また、価格については、定価に対し残存の耐用年数で割り出した金額を超えない金額を適正価格とし、それ以上の金額の場合は申請不可となります。</p> <p>※適正価格について(例) 定価 700 万円、耐用年数 7 年中残存 4 年 = 適正価格 400 万円</p>

②申請

No.	質問	回答
Q8	市税の滞納のない証明は、どのように入手できますか。	「市税の滞納がない証明」は出雲市役所本庁舎2階の市民税課、または各行政センターで取得することができます。(交付手数料が必要です)
Q9	県外の事業者が発行した見積書は添付書類とできますか。	できません。添付していただく見積書は出雲市、松江市、大田市、雲南市及び飯南町地内に本店、支店又は営業所がある事業者が発行するものに限りです。
Q10	なぜ、出雲市、松江市、大田市、雲南市及び飯南町地内に本店、支店又は営業所がある業者に限定するのですか。	導入除草機械の適切な管理・使用のため、不測の事態が発生した場合でも、迅速な対応が可能と思われる近隣事業者に限定しています。

No.	質問	回答
Q11	導入する除草機械は、消費税込みで20万円を超えますが1者しか取扱いがありません。どうしたらよいですか。	導入する税込み20万円以上の除草機が1者しか取扱いがなく、他社で見積書を取得することができない場合は、「一者契約理由書」に必要事項を記入（なぜその商品でないといけないのかを明記）のうえ、ご提出ください。

③補助対象者要件

No.	質問	回答
Q12	<p>(補助対象要件の内)どれか1つ当てはまれば申請できますか？</p> <p>対象要件 次のいずれかを満たす者</p> <p>① 農業収入が主たる収入である者</p> <p>② 農業販売額 50万円以上</p> <p>③ 耕作面積 30a以上</p> <p>④ 農地30a以上を所有し、除草管理をする農地所有者</p> <p>※④は利用権設定時に所有者が除草をすることを定めるか、その旨を記した覚書の提出が必要。</p>	はい、①～④のいずれか1つを満たせば対象となります。すべて満たす必要はありません。
Q13	「農業収入が主たる収入」とはどういう意味ですか。	他の収入（給与など）よりも農業収入の方が多い状態を指します。ただし、個人農業者の方は公的年金収入を除きます。確定申告書などで確認します。
Q14	農業収入より、それ以外の収入が多いのですが申請できますか	農業収入が主たる収入でなくても、年間50万円以上の栽培作物の販売実績があれば対象となります。決算書、収支内訳書等で確認します。家事消費や雑収入は含みません。

No.	質問	回答
Q15	農業販売額が50万円未満ですが対象になりますか。	耕作面積が30a以上の農業者であれば対象になります。 決算書、収支内訳書のほか、営農計画書や耕作証明で確認します。
Q16	「貸し付けている農地等の所有者」とはどういう条件ですか。 農地を持っているだけでも対象になりますか。 この場合、何か書類が必要ですか。	利用権を設定して他者に貸し付けている農地及び、自身で耕作している農地の面積が合計で30a以上の所有者が対象になります。 その場合、それら農地の除草を所有者自らが行っていることが条件となります。 利用権設定書類に「除草は所有者が行う」ことが明記してある場合はその写しを提出してください。ない場合は、その内容を記した両者の覚書を作成しご提出ください。
Q17	30a以上の除草をしている場合でないと対象になりませんか？	実際に除草する面積ではなく、管理している農地（自身で耕作している農地、及び他者に貸し付けている農地で、所有者が除草することとなっている農地）の面積が30a以上であれば、対象になります。
Q18	所有農地を貸していて、除草は借り手がやっている場合は対象となりますか？	所有者が除草することが条件のため該当しません。

④補助対象経費

No	質問	回答
Q19	導入する除草機械が複数台あります。1台あたりの価格は下限事業費（10万円）に達してはいませんが、合計額は10万円を超えています。その場合は対象となりますか。	合計額ではなく、導入除草機械ごとの価格での判断となります。 よって下限事業費に達しない機械は補助対象外となります。

Q20	既存除草機械の修理費用は対象になりますか。	除草機械導入費用が対象であり、修理費用は補助対象外です。
Q21	除草機械をリースしようと思います。その費用は対象になりますか。	除草機械導入費用が対象であり、リースは補助対象外です。
Q22	クレジットカードで支払おうと思いますが、補助対象になりますか。	クレジットカードでの支払いも対象です。
Q23	代金を支払うとき、ポイントを使って支払っても良いですか。	ポイントやクーポンで支払った部分は補助対象経費の対象外です。 例：220,000円（税込み）のうち10,000円をポイントで支払った場合は、 税抜価格(200,000円)に対してポイント全額を充てたものとみなし、 補助対象経費は190,000円となります。
Q24	消費税は対象経費に入りますか。	消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まれません。 補助対象経費は税抜額です。
Q25	保守料も対象になりますか。	保守料は、補助対象経費に含まれません。
Q26	ロボット草刈機は対象になりますか。	ロボット草刈機はデジタル製品に該当するため、対象外です。 出雲市商工振興課が窓口の「出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化・省力化促進支援事業補助金」の対象となる可能性がありますので、商工振興課へご相談ください。

⑤交付決定後・変更

No.	質問	回答
Q27	申請したものと異なる除草機械を買おうと思いますが、対象になりますか。	<p>原則として、申請のとおり購入してください。</p> <p>やむを得ない理由により変更する場合は、事前に相談してください。同等と認められる場合は補助対象となりますが、補助事業経費の総額が20%以上の減額になる場合は、補助事業等計画変更承認申請書を提出ください。20%未満の減額の場合は、提出は不要です。</p> <p>なお、補助対象経費が増額になっても交付額の増額はできません。</p>
Q28	申請した後、除草機械を追加で買いましたが、補助金を増やしてもらえますか。	<p>交付決定後の補助金の増額はできません。</p>
Q29	交付決定を受けた後、事業の経費が減ることになりました。どうなりますか。	<p>補助事業経費総額の20%以上の減額の場合、事前に変更承認申請を行う必要がありますので、補助事業経費が減ることが分かった時点で市までご相談ください。</p> <p>経費総額の20%未満であれば、変更承認申請は不要です。</p> <p>なお、補助率は補助対象経費の1/2以内ですので、経費の減額に伴い、補助金額が減額になる場合があります。</p>
Q30	交付決定通知書をなくしてしまいました。再発行してもらえますか。	<p>交付決定通知書の再交付は行っていません。交付決定通知書が届きましたら、大切に保管しておいてください。</p>

Q31	代金をクレジットカードで支払った場合に添付する書類を教えてください。	<p>どのような支払方法であっても、経費支出の証拠書類である納品書・請求書・領収書の3点を提出ください。</p> <p>このうち、領収書がどうしても発行されない場合、クレジットカード利用明細請求書(写)とクレジットカード引落口座通帳の該当ページ(写)をもって代替書類と認めますが、この場合、口座からの引落日をもって「支払いが完了した」とみなしますので、ご注意ください。</p>
-----	------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑥実績報告

No.	質問	回答
Q32	実績報告は、どのタイミングですればよいですか。	<p>実績報告は、補助事業が完了したときから30日以内に行ってください。</p> <p>「補助事業が完了した」とは、補助事業に関する発注、納品、支払等が全て完了することをいいます。</p>
Q33	添付する領収書などは、原本が必要ですか。	<p>原則として領収書は写して構いません。</p> <p>ただし、内容に疑義がある場合等は、原本の提示をお願いすることがあります。</p>
Q34	1機50万円を超える除草機を購入しました。財産管理台帳の提出は必要ですか。	税抜き50万円以上の除草機を購入された場合は、取得財産等管理台帳を記載のうえ、ご提出ください。
Q35	除草機械を複数購入し、合計費用が50万円を超えましたが、財産管理台帳の提出は必要ですか。	取得財産等管理台帳のご提出は、1台の除草機械の単価が税抜きで50万円以上かかった場合に必要です。

Q36	財産管理台帳に記載する「処分制限期間」とは何ですか。税抜き50万円以上の除草機を導入しましたが、期間は何年ですか。	補助事業等で取得し又は効用の増加した財産は、その財産の処分が制限される期間が定められています。農業用除草機は7年です。 ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）より50万円未満の場合でも補助事業終了年度末から5年間は、適切に使用・管理をお願いします。
Q37	実績報告書を提出しました。いつごろ補助金がもらえますか。	添付書類等に不備がない場合、約1か月後に指定された口座へ補助金を振り込む予定です。 振込日が確定した際にお知らせいたします。
Q38	補助金確定通知書をもらっていましたが、なくしてしまいました。再発行してもらえますか。	確定通知書の再発行はいたしません。確定通知書が届きましたら、大切に保管してください。
Q39	納品、支払い完了後、実績報告をしないまま30日以上経過してしまいました。どうなりますか。	実績報告に併せ、遅延理由書を求める場合があります。悪質でなく、当初の補助申請内容に大きな変更がない場合、交付決定の取り消しはしませんが、このようなことがないよう留意してください。

⑦その他

No.	質問	回答
Q40	この補助金は、課税対象ですか。	法人の場合は法人税、個人事業者の場合は所得税の課税対象となります。
Q41	補助金額に消費税及び地方消費税が含まれますか。	含まれていません。
Q42	補助金で購入した除草機械の処分には、手続きが必要ですか。	税抜単価50万円以上の除草機械を購入した場合は、財産の処分が一定期間制限されます。その期間は7年です。（中古の場合はその限りではありません。） 上記制限期間内に機械処分を行うと、補助金返還義務が発生しますので、その際は事前に出雲市農業振興課までご連絡ください。